

コミット利用特約

第1章 基本事項

第1条（目的および原約款との関係）

本特約は、株式会社まちペイ（以下「当社」という。）が提供する店舗集客サービスであるコミット（以下「本サービス」という。）を、原約款に基づき指定された加盟店（以下「加盟店」という。）が利用する条件を定めるものである。

2 本特約は、「まちペイ加盟店約款」（以下「原約款」という。）の特約として適用され、本特約に定めのない事項は原約款が適用される。原約款と本特約が抵触する場合は、本特約が優先して適用される。

3 加盟店による本特約の違反は、原約款第29条に定める約款違反とみなす。

第2条（本サービスの内容とプラン）

本サービスは、加盟店が自ら販促施策（広告出稿、クーポン発行、および次章に定める独自のポイント付与等）を行うための店舗管理システム（以下「本システム」という。）の提供、およびこれに付随するサービスで構成される。

2 本サービスのサブスクリプションプランは、すべての加盟店に適用される「無料プラン」、および機能が拡充された「有料プラン」で構成される。各プランの名称、月額料金、各種機能の内包枠（ポイント発行枠、クーポン作成枠、付与ADコイン数等）その他詳細な提供条件については、当社が本システム上または当社ウェブサイト上に別途定めるとおりとする。

3 加盟店は、本システム上で定められたサブスクリプションプランを選択して利用するほか、プランの上限枠を超えた機能や特定の単発機能を、個別オプション（以下「単品オプション」という。）として追加購入して利用できる。

第3条（利用契約の成立契約期間および料金精算）

加盟店が、本システム上で所定のプランまたは単品オプションの利用を申し込み、当該申し込み手続きがシステム上で完了した時点で、それぞれの利用契約が成立する。

2 有料プランの利用期間は、前項の申込手続きが完了した日（以下「契約日」という。）を起算日として翌月の同日の前日までの1か月間とし、以後も同様とする。有料プランの月額利用料金は、毎月契約日（契約日に該当する日がない月は当該月の末日）の前日に当社所定の方法により全額前払いにて引き落とされるものとする。ただし、初回申込時に限り、当社が別途定める初月無料等のキャンペーン条件が適用される場合はこの限りではない。

3 利用期間の途中におけるプラン変更（アップグレード、ダウングレード等）に伴う料金精算、機能枠の適用時期、および日割り計算の有無等に関する詳細な条件は、本システム

上の表示または当社が別途定める注意事項等に従うものとする。

第4条（加盟店による有料プランの解約・変更）

加盟店は、有料プランの解約（無料プランへの変更を含む）またはプランの変更を希望する場合、当該有料プランの利用期間（申込日を基準とした1か月間）が終了する日の前日（次回契約日の前々日）までに、当社が定める方法により解約の申請を行わなければならない。

2 前項に定める期限までに申請が行われなかった場合、当該有料プランは同一条件でさらに1か月間自動的に更新されるものとし、加盟店はこれを承諾するものとする。

第2章 オリジナルポイント

第5条（オリジナルポイントの発行主体および費用負担）

本サービスを通じて加盟店が利用者に付与するポイント（以下「オリジナルポイント」という。）は、加盟店が自らの責任において発行するものであり、当社は発行主体ではない。オリジナルポイントに関する一切の権利義務は、加盟店と利用者との間にのみ成立する。

2 オリジナルポイントは、加盟店が自らの費用負担において発行する「自店専用の値引きポイント発行権」であり、利用者が決済に利用した場合であっても、当社から加盟店に対する金銭の精算（換金・補填）は一切行われることはない。

3 加盟店は、利用者が対価（現金、マチカマネー等の決済手段を問わない）を支払うことと引き換えに、オリジナルポイントを付与（有償販売またはこれに類する行為）してはならない。

第6条（オリジナルポイントの発行ルールと有効期限）

加盟店は、選択したプランに設定された月間ポイント発行枠の範囲内でオリジナルポイントを発行・付与することができる。発行枠を超過して付与する場合は、あらかじめ所定の単品オプション（ポイント枠追加）を購入しなければならない。

2 加盟店は、商品の購買を伴わないポイント付与（来店時や任意の付与等）を本システム上で設定する場合、利用者1回あたりの付与上限を「200ポイント」に制限されるものとする。

3 オリジナルポイントの有効期限は、加盟店が本システム上で個別に設定する期間とする。ただし、理由の如何を問わず、付与した日から起算して「6か月」を超えて設定することはできず、いかなる場合も期限の延長は行わない。

第7条（複数ポイント混在時の利用順序）

利用者が決済時に「まちペイポイント（地域ポイント含む）」と「オリジナルポイント」

ト」の双方を保有している場合、利用者は決済アプリ上で利用するポイントの種類を任意に指定できるものとする。原則として、当該加盟店においてのみ利用可能な「オリジナルポイント」から優先して利用され、次いで有効期限の近いポイントから順に利用されるものとする。

第3章 クーポン

第8条（クーポンの発行および管理責任）

加盟店は、選択したプランの規定枠内、または単品オプションの購入枠内において、本システムを利用して割引クーポン（以下「クーポン」という。）を作成・発行することができる。

2 発行されたクーポンが、利用者による「まちペイ」を用いたアプリ決済において使用された場合、当該クーポンの割引条件に基づき、決済金額から割引額が自動的に差し引かれて決済処理が行われるものとする。

3 前項のクーポンの利用に伴う割引原資は加盟店が全額負担するものとする。当社は、自動割引適用後の決済金額（利用者が実際に支払った金額）を基準として加盟店に対する売上代金の精算を行うものとし、割引額（クーポン相当額）に対する精算や補填を一切行わない。

4 本システムにおけるクーポンの適用は、決済代金の総額に対して行われるものであり、決済対象に特定の指定商品が含まれているか否か、または加盟店が独自に設定した個別の利用条件を満たしているか否かを本システム上で自動判定するものではない。

5 本システムの仕様上、利用者側のアプリ操作によりクーポンが自動適用されることから、加盟店は、決済時においてクーポンが自動適用されているか否か、および決済後の画面における決済金額が正しいか否かを、自らの責任において確認しなければならない。利用者がクーポン利用の対象外である決済に対して当該クーポンの適用操作を行った場合、加盟店は決済完了前にこれを確認し、クーポンの適用を解除する（適用させない）等の適切な対応を行うものとする。加盟店の確認不十分により対象外の決済にクーポンが適用された場合であっても、当社は割引額の補填その他一切の責任を負わない。

第4章 広告出稿サービス

第9条（ADコインの定義および有効期限等）

「ADコイン」とは、本システム内において加盟店が広告出稿（期間広告またはクリック広告）の対価支払いにのみ使用できる専用の社内電子バリューをいう。ADコインは、広告出稿以外の用途に使用することはできず、理由の如何を問わず金銭への換金、第三者への譲渡・転売、返金または払戻しは一切できない。

2 有料プランの付与特典として加盟店に無償で付与されるADコイン（以下「無償ADコイン」という。）の有効期限は「付与された当月内」とし、翌月への繰り越しはできない。

いものとする。

3 加盟店が単品オプション等として有償で購入した AD コイン（以下「有償 AD コイン」という。）の有効期限は「購入日から 6 か月間」とする。有効期限を経過した有償 AD コインは自動的に失効し、返金等は行われない。

4 加盟店が広告出稿にあたり AD コインを消費する場合、本システム上において「無償 AD コイン」から優先して消費され、無償 AD コインの残高がなくなった後に「有償 AD コイン」が消費されるものとする。

第 9 条の 2（広告の入稿と当社の審査・掲載拒否）

加盟店は、保有する AD コインの消費、または期間広告等の単品オプション購入により、本システム上で広告出稿を申し込むことができる。加盟店が入稿した広告内容について、当社は事前または事後に随時審査を行う権利を有するものとする。

2 当社は、広告内容が法令に違反するおそれがある場合、公序良俗に反する場合、または当社が不適切と判断した場合、加盟店への事前通知なく当社の裁量において当該広告の掲載を拒否、停止、または削除することができる。この場合、当該掲載拒否等が加盟店の入稿内容に起因するものである限り、掲載拒否等に起因して加盟店に生じた損害について、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わず、当該広告に関して加盟店が支払った広告料金（プラン料金内包分を含む）の返金や減額も行わない。ただし、当社の過失により掲載が履行されなかった場合は、消費された AD コインの返還等の措置を行うものとする。

3 当社が前各項に基づき広告内容の審査を行い、その掲載を承認した場合であっても、当社は当該広告内容が適法であること、第三者の権利を侵害していないこと、または正確であることを何ら保証するものではない。

4 加盟店が入稿した広告、または当該広告に係る表示等に起因して、利用者その他の第三者から当社に対して異議、苦情、請求または訴訟（以下「紛争等」という。）が提起された場合、加盟店は自己の責任と費用においてこれを解決するものとする。万一、当該紛争等に関連して当社に損害、損失または費用（対応に要した合理的な弁護士費用を含む。）が生じた場合、加盟店は当社に対し、そのすべてを賠償または補償しなければならない。

第 9 条の 3（広告出稿条件および免責）

AD コインの販売価格、購入単位、広告出稿に必要な AD コイン消費数、広告の掲載期間、掲載位置、クリック単価、課金条件その他広告出稿に関する個別の運用条件は、当社が本システム上の申込画面、入稿画面、広告メニューその他当社所定の方法により表示するものとし、加盟店は当該表示内容を確認の上、広告出稿を申し込むものとする。

2 当社は、本システムを通じて配信された広告の実際の閲覧数、クリック数、および実店舗への来店誘致効果、売上向上等のいかなる広告効果についても保証するものではない。

い。

3 クリック広告におけるクリック数のカウント基準、および不正クリック・重複クリック等の無効判定については、当社の独自の計測基準に基づき集計・除外処理を行うものとし、加盟店は当該集計結果について異議を述べないものとする。

第5章 共通事項

第10条（支払遅延等による停止および解除）

加盟店が利用料金の支払いを遅延した場合（所定の期日における自動引き落としの失敗を含む。）、当社は事前の通知なく直ちに本サービス（本システムおよび付随するサービスの利用を含む。）を一時停止することがある。当社の故意または重過失による場合を除き、本措置により生じた加盟店の損害について、当社は一切の責任を負わない。

2 前項の支払遅延が生じた場合、当社は、本システム上におけるアラート表示その他の当社が適当と認める方法により、相当の期間（14日間等、当社が別途指定する再支払い期限）を定めて支払いの催告を行うものとする。

3 前項に定める再支払い期限を経過してもなお加盟店からの支払いが確認できない場合、当該期限の経過をもって、当社は本サービス利用契約を解除するものとする。

4 第2項および第3項にかかわらず、加盟店が本サービスの利用料金の支払いを2か月以上滞納した場合、または加盟店が当社もしくは当社関連会社の定める加盟店向け規約（原約款を含むがこれに限らない）の解除事由に該当した場合、当社は、原約款第29条の規定にかかわらず、本特約および原約款に基づく加盟店指定を、催告を要することなく直ちに解除（完全退店・決済端末の利用停止）することがある。

第11条（解約・退店に伴う発行済みポイント等の取扱い）

本サービスの解約または原約款に基づく契約終了（店舗の閉店等を含む）が生じた場合における、発行済みの「オリジナルポイント」の取扱いは以下の通りとする。

（1）本サービスのみを解約し、原約款に基づく加盟店契約が継続する場合

加盟店は、解約前に自らが発行したオリジナルポイントについて、設定された有効期限が到来するまで、自店での利用者による利用を継続して受け付けるものとする。

（2）原約款に基づく加盟店契約が終了または解除された場合（店舗の閉店等を含む）
決済端末等の利用停止に伴い、発行済みのオリジナルポイントはシステム上直ちに利用不可となる。加盟店は自己の責任と費用において、利用者に対する事後的な失効の周知、代替補償等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

2 前項第2号の失効、または店舗の閉店等に関連して利用者から発生した問い合わせ、クレーム、代替補償（現金値引き等の要求）または紛争等は、すべて加盟店が自己の責任と費用で対応・解決するものとし、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切の関与を行わず、責任を負わない。

第12条（当社による本サービスの終了・中断）

当社は、1か月前までに加盟店に通知することにより、本サービスの全部または一部を終了することがある。

2 当社は、本システム等の保守点検、緊急事態、その他やむを得ない事由がある場合、加盟店に事前に通知（緊急時は事後通知）の上、本サービスの提供を一時的に中断することがある。

3 前二項に基づき当社が講じた措置により加盟店に生じた損害について、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わない。

第13条（加盟店の遵守事項および当社の限定免責）

加盟店は、本サービスを利用して販促表示（広告、クーポン、ポイント等）を作成・配信するにあたり、関係法令を遵守しなければならない。また、システム上で設定された割引率、ポイント付与上限等の入力制限を、不当な操作により潜脱してはならない。

2 当社は、本システムの稼働を継続するよう努めるが、システム障害、通信回線の不具合等により本サービスが一時停止した場合であっても、当社の故意または重過失による場合を除き、加盟店に生じた損害についてその責任を負わない。

3 加盟店が配信した販促表示の内容、適法性、正確性について、当社は一切の審査義務を負わず、何ら保証もしない。販促表示に起因して第三者（利用者や行政機関等）との間に異議、クレーム、紛争等が生じた場合、当社の故意または重過失による場合を除き、加盟店は自己の責任と費用でこれを解決し、当社に一切の損害を与えないものとする。

第14条（特約の変更および同意確認）

当社は、無料プランを含む標準機能の仕様変更または有料プランの追加・変更、またはサービス内容の改定等に伴い本特約を改定する場合、一定の予告期間において本システム上または当社ホームページにて告知することにより、本特約を変更できるものとする。

2 前項の改定において、当社が特約の変更内容および効力発生日を加盟店に周知した後、当該効力発生日以降に加盟店が本サービス（無料の標準機能を含む）を利用した場合、または退店の申し出を行わなかった場合、加盟店は変更後の特約のすべての内容に同意したものとみなす。

株式会社まちペイ

2026年7月6日 制定

2026年9月1日 改定

2026年9月5日 改定

2026年10月7日 改定

附則

第1条（効力発生日）

2026年10月7日付の本特約の改定は、2026年11月1日より効力を有するものとする。